レセ電通信調 24007 号 平成 24 年 5 月 24 日

レセプト電算処理システム関係メーカ等 各位

支 払 基 金 シ ス テ ム 部 国保中央会レセプト電算部

外来療養に係る高額療養費の現物給付化に伴う 「一部負担金区分」の記録について

平成24年4月調剤分からの外来療養に係る高額療養費の現物給付化に伴い追加された、 レセプト共通レコードの「一部負担金区分」は、高額療養費が現物給付された者に限り記録 することとなりますので、ご留意願います。

なお、当該記録は、調剤報酬明細書の記載要領に基づくものです。

参考:「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について(平成24年3月26日付け保医発0326第2号)抜粋

別添1の別紙1の の第2の2の(32)のウ

- (ウ) 健康保険法施行令第43条第1項第2号二、国民健康保険法施行令第29条の4第1項第3号二に掲げる者又は高齢者医療確保法施行令第16条第1項第1号二及び同令附則第6条第1項に掲げる者の場合は、**高額療養費が現物給付された者に限り**、「摘要」欄に、「低所得」と記載すること。
- (工) 健康保険法施行令第43条第1項第2号八及び同令附則第2条第7項に掲げる者、国民 健康保険法施行令第29条の4第1項第3号八及び同令附則第2条第8項に掲げる者又 は高齢者医療確保法施行令第16条第1項第1号八及び同令附則第2条第5項に掲げる 者の場合は、<u>高額療養費が現物給付された者に限り</u>、「摘要」欄に、「低所得」と記載 すること。